

人種差別撤廃条約における裁判機関と人権条約適用機関の対立について

田中 木鳩

2021年、人種差別撤廃条約の適用について、裁判機関である国際司法裁判所と人権条約適用機関である人種差別撤廃委員会の考え方が対立するという事件が起きた。原告はカタール、被告はアラブ首長国連邦である。この事件で注目すべき点は、カタールが「アラブ首長国連邦の措置はカタール国民に対する国籍に基づいた差別を構成する」と訴えた点である。人種差別撤廃条約は「民族的出身の差別」は範囲内としているが、「国籍による差別」は条約の適用範囲外としている。

国際司法裁判所は、国籍による差別は人種差別撤廃条約の適用範囲外であるとし、アラブ首長国連邦は条約違反をしていない、と判断を下した。一方、人種差別撤廃委員会は、国籍による差別は人種差別撤廃条約範囲外と認めるものの、外国人に対する別異取扱いを正当な目的の基準、及び目的達成との均衡性の基準に照らして判断し、正当な目的が存在しない場合、あるいは当該目的達成のために著しく不均衡な措置であった場合、アラブ首長国連邦の条約違反を認定するという判断を下した。

本稿では、コンゴ民主共和国によるギニア国民の逮捕・追放に関して争われた「ディアロ事件」と本件を比較し、なぜ裁判機関と人権条約適用機関の間で同じ条約の解釈に関する判断が異なるという事態が生じたのかを検討し、今後の両機関がどうあるべきかを論じた。

人権についての条約や国内法を適用する中では、人権の要請を達成するために法の解釈が臨機応変に行われるべき、という考えに至りやすいと考えられる。そうした臨機応変な解釈が可能になるためには、裁判機関や人権条約実施機関が連携し、意見の対立を解決させるための制度を整えていくことが、今後大事になると考察する。

今後も裁判機関と人権条約適用機関の判断が対立することがあるだろう。解決には時間と多くの判例が必要となるが、制度が整い、より多くの人権が尊重されることを願う。